

下記の研究課題は、あくまでも単なる一例にすぎません。



研究課題

下記の「事業」を前提として、事例1～事例9に関し、労働社会保険諸法令に基づいて基本的に必要となる事務手続きをして下さい。

【旭日工業 事業の概要】

〔名称〕 旭日工業（個人事業）

〔所在地〕 〒113 - 0034 東京都文京区湯島 - -

〔事業主〕 中村 昭人

〔事業の種類〕 鋼材の製造・販売

〔賃金締切日〕 毎月20日

〔賃金支払日〕 同月25日

〔昇給月〕 4月

〔賞与支月〕 6月・12月

〔労働時間〕 9時～12時 13時～18時

〔休憩時間〕 12時～13時

〔休日〕 毎週土曜日・日曜日、国民の祝日

〔所轄・管轄〕 中央労働基準監督署、飯田橋公共職業安定所

文京社会保険事務所、湯島税務署、文京都税事務所

事例1 旭日工業は、個人事業として、 年4月1日に事業を開始しました。開始当時の常用労働者は、下表のとおりです。いずれも、社会保険への加入は希望していません。なお、7月分の賞与は、賃金（本給）の2か月分を予定しています。

氏名	秋山 太治	山川 三郎	谷間 英子
性別	男	男	女
生年月日	年3月11日	年7月20日	年11月5日
年齢	36歳	27歳	23歳
配偶者の有無		-	
職種	営業	営業	事務
賃金	本給	283,300円	213,200円
	家族手当	10,000円	-
	通勤手当	14,800円	11,300円
	(合計)	308,100円	224,500円
住所	千葉県市川市	神奈川県藤沢市	東京都渋谷区
郵便番号	272-0000	251-0000	150-0000

事例2 山川三郎さんは、翌年3月8日、午前9時30分頃、受注先に行くため車に乗ろうとしたところ、雪に足をとられて転倒し、右肩を骨折しました。近くの東邦病院（労災指定病院）で治療を受けましたが、担当の横井賢一医師に全治8日間程度と診断され、結果的に3月8日から10日間休業しました。

事例3 年5月1日付で、次の2名を採用しました。常用労働者は5名になりました。

氏名	田仲 利幸	加藤 泰子	
性別	男	女	
生年月日	年5月10日	年12月2日	
年齢	32歳	25歳	
配偶者の有無	-	-	
職種	営業	事務	
賃金	本給	248,200円	199,100円
	家族手当	-	-
	通勤手当	9,870円	11,300円
	(合計)	258,070円	210,400円
住所	埼玉県越谷市	神奈川県横浜市	
郵便番号	343-0000	227-0000	

4月

(これは、以下の事例の前提となります)

昇給により、従業員の賃金は下表のようになりました。家族手当、通勤手当は、従前と変わりません。

	本給	家族手当	通勤手当	合計
秋山 太治	293,300円	10,000円	14,800円	318,100円
山川 三郎	232,200円	-	11,300円	243,500円
谷間 英子	210,100円	10,000円	8,900円	229,000円
田仲 利幸	250,200円	-	9,870円	260,070円
加藤 泰子	200,100円	-	11,300円	211,400円

事例4 もうすぐ5月20日になります。

なお、昨年に支給した賞与は、賃金(本給)の2か月分でしたが、本年度は、夏季・冬季ともに3か月分を予定しています。

山川さんが休業しなかったものとして、研究して下さい(事例2参照)。